

○事務局長 それでは皆さんご起立をお願い致します。それでは皆さんこんにちは。ご着席いただきます。それではただいまから令和元年度第12回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、本日の日程の説明をさせていただきます。本日は、この後総会ということで通常総会を行っていただきまして、総会終了後にですね、議会との意見交換会ということで、この会場です、議会今回の議会の方12名中10名出席をされるということで、10名が来られますので、大体3時半ぐらいから始めさせていただきたいと思います。意見交換会を約90分を行っていただきまして、その後会場を〇〇〇の方に移動しまして、懇親会ということで、計画をしておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。日程等につきまして何かご質問ございますですかね。一応総会の後に時間がありましたら、意見交換会について若干の打ち合わせといたしますか、そういったこともさせていただきながら、またちょっと準備等も〇〇委員さんの方でプロジェクターパワーポイントで説明していただくということで、そういった準備もごございますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、ただいまから総会のほう開会いたします。

まず、会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長 (挨拶)

○議長 はい、それでは座らせていただいて進行させていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員を6番委員7番委員を指名をいたします。よろしくお願いいたします。次に、日程第2、議案第36号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。はい事務局

○事務局長 はい。それでは、日程第2、議案第36号のご説明を申し上げます。ページが1ページでございます。下記のとおり、農地の権利移動等についての許可申請があったので許

可不許可についての意見を決定するものとするということで、今回2件の申請が上がってきております。

(2件の申請についての説明)

○議長 はい。続きまして本件に対しての事前調査の報告をお願いいたします。はい、5番委員

○5番委員 議案第36号農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件の申請がありましたが、先日7日に13番委員と15番委員、それと私と局長で調査をいたしました。まず、番号1の申請につきましては、先ほど説明されたカ所になりますが、農振農用地区域内の農地となっております、売買による所有権移転となります売買価格は●●万円ということです。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果です。一応みてきましたが、これは妥当かなと最初●●万円って安かよねっていう話をしてたんですけれども、10アールあたりに●●万、次のが●●万だったんですけど、それと計算してみるとあんまり変わらんかなということで妥当な線だと。ということで、結論をしました。続きまして番号2の申請ですが、この件につきましては、先ほど説明されたカ所になります。4筆とも農振農用地区域内農地となっております、売買による所有権移転となります。10アールあたりの売買価格は約●●万円となっております。許可の判断につきましては、新規就農ということですが、先ほど説明がありましたように、既存の栗の栽培を継続するということですので、機械や従事者と農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果です。既に栗が植生しておりましたが、結構伸びておりました。それで、あれは1回伐採してから手入れをしないと。実るまでには大分かかるかなあというような話をちょっとみんなですてきたところでした。以上です。

○議長 はい、ただいま事務局より説明とそれから事前調査の報告がございましたが、本件について何か皆さん方ご意見はございませんか。はい3番。

○3番委員 ○○さんの件ですけれども、買いたいというお話でございました。この△△さんは、湯前ですけれども養子で、自宅には親御さんの名義の水田とか畑があるそうです。ところがこの人が初めて取得するということで、栗をしたいというふうな考えでございました。本人さんは免田の□□に勤めておられまして帰ってからもできるからということでございました。先ほど5番委員の方から述べられたとおり、現在も荒れ状態の伸び放題伸びているので最近は手入れはしてありません。

ですから、あれをちょっとう木を倒して。新芽を出してから少しずつ手入れをしていくというような話でございましたので、本人が非常にこうやる気があるなと思われましたので報告いたします。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。ほかに何か。はい、7番委員

○7番委員 番号1番の件ですけれども、▲▲さん▼▼さんの方に話がありまして、■■さんの方がですね、私が言って話をしたんですけども。やはりあのもう▲▲さんが体が不自由で、施設に通っておられ、息子さんたちも近くにはおられないということで、以前からずっとこの■■さんが耕作されていて、また、▲▲さんの畑には道がなくて、その周囲もやはり■■さんの土地なので、早くその買ってほしいということで、最初は●●万円ぐらいならと話があったんですけども。やはり■■さんもそのあとにやはり登記とかがありまして、でくれば10アール当たり、●●万円ぐらいの線で話をしてほしいということで、●●万円というような、結果になりました。もう少し▲▲さんの土地もあちこちにあるんですけども、また16番委員さんの方に多分話があるだろうと思います。以上です。

○議長 ないようでしたらお諮りをいたしたいと思います。本件に対するご異議はございません

か。

(「異議なし」等の声)

○**議長** はい。異議なしと認め、本件は原案どおりに決定をいたしました。次に、日程第3、議案第37号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。はい事務局

○**事務局長** 事務局はい。それでは日程第3につきまして、日程第3議案第37号につきましてご説明申し上げます。下記のとおり農地を農地以外のものにするための許可申請があったので許可不許可についての副申意見を決定するものとするということで、今回1件の申請が上がってきております。

(1件の申請についての説明)

○**議長** この件について事前調査の報告をお願いいたします。

○**13番委員** 報告をさせていただきます。議案第37号の農地法第4条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回1件の申請がありましたが、先日の7日に5番委員、15番委員、事務局長、私で調査いたしました。申請された農地の区分は農用地区域内にある農地となりますが、先ほど説明がありましたように、現在、農地から農業用施設用地に用途区分の変更の途中ということで、その手続が完了しますと、立地基準を満たすと思われます。また、一般基準においては、農地法第4条第6項及び施行規則第47条の不許可の要件には該当しないと思われますので、一般基準も満たすを考えます。したがって、本件は用途区分の変更が完了すれば、したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たすものと思われます。以上で報告とさせていただきます。

○**議長** はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何か皆さん方ご意見はございませんでしょうか。ないようでしたらお諮りをいたしたいと思

ます。本件に対するご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第 4、議案第 38 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。この件については、議事参与の制限に 18 番委員と私は関与をしており、関わっておりますので、ここで退席をして、議事の進行を職務代行の 2 番委員にお願いをいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

(1 番委員 18 番委員退席)

○2 番職務代理者 こんにちは。それでは、会長が退席されましたので、職務代行をさせていただきます。早速ですけれども、日程第 4、議案第 38 号多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について説明をお願いいたします。はい、事務局

○事務局 それでは、6 ページ目の日程第 4、議案第 38 号、多良木町農用地利用集積計画に対する決定についてです。令和 2 年第 2 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別紙計画書について、2 月 3 日付で多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは退席されました方の集積計画についてご説明をいたします。

(退席された 2 名分について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○2 番職務代理者 はい、ありがとうございます。ただいま説明されました農用地利用集積について、ご意見のある方はおられますでしょうか。はい、14 番。

○14 番委員 ■■さんの件ですけれども。借地料●●円で書いてありますけれども、▲▲は●●円

で借りるんじゃないかなってですかね。どういうことかわかりますか。

○議長 はい、事務局

○事務局 はい。もう裏の方はつくらないので、代金は要らないので、▲▲の方で利用してくださいというお話だったそうです。それでそれで●●円というふうに申請書には出ております。以上です。

○2番職務代理者 はい、ありがとうございました。今の説明でよろしいでしょうか。ほかに意見のある方は

○事務局 期間ですけど、11月1日から5月31日までのですね、冬の期間ですね。はい。

○2番職務代理者 はい他に他のところも裏作は大体●●円というあれなんですかね。

○2番職務代理者 はい、事務局

○事務局 はい、事務局、裏作で貸される場合は大体▲▲の方から出てきております申請書は、●●円というふうな●●円で統一されてるようです。■■さんの場合はもう、どうせ何もせんで、使ってくれということだったらしいです。以上です。●●円が出てきております。

○2番職務代理者 12番、進めてよろしいでしょうか。ほかにご意見のある方おられますでしょうか。それではないようですので、今の事務局の説明について御異議のある方はおられませんですかね。はい、おられないようですので、退席された方の出席をお願いします。これで退席させていただきます。

(1番委員 18番委員入室)

○議長 はい。2番委員にはお世話になりました。続けて残りの案件の説明を事務局よりお願いいたします。事務局。

○事務局 それでは先ほどの計画書の1ページ目の方をお開きください。こちらの総括表で説明をさせていただきます。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明終わります。

○議長 はい、ただいま事務局より説明がございましたが、この残りの件について皆さん方何かご意見はございませんでしょうか。何かございませんか。ないようでしたらお諮りをいたしたいと思います。本件について皆さん方ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 はい。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第5、報告第19号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について事務局より、報告をお願いいたします。はい事務局

○事務局 はい、それでは7ページです。日程第5、報告第19号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について。

(内容説明)

○議長 はい、ただいま事務局より、報告がございましたが、この件につきまして、皆さん方何かご意見はございませんか。何もございませんでしょうか。

ないようでしたら報告第19号はこれで終わりたいと思います。続きまして日程第6、報告第20号許可不要転用届の報告についてを議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

○事務局長 はい。それでは、日程第6、報告第20号につきましてご報告いたします。許可不要転用届の報告についてということで今回1件、転用届が出ております。

(内容説明)

○議長 はい、ただいま事務局より許可不要転用届の報告について報告がございましたが、この件について、皆さん方何かご意見はございませんか。はい、7番委員

○7番委員 今の件ですけれども、この〇〇の方がどうしてもこのエリアがこの電波が悪いということで、いろいろ相談にこられて場所も探されたんですけれども、やはりこの電波塔というのは、親からこっちに向かう向かってそれを増幅してから電波を発するというでなかなかその電波が入るところがないということで、うちの自宅のだったら、ということで、一応△△はこの全域を入っていたんですけれどもやはり〇〇と□□がなかなか電波が入りづらくて、〇〇をお持ちの方はなかなか電波が届かないというような状況でしたので、協力しましょうということで、ただこの電波塔は、ただこの〇〇だけじゃなくて、いろいろ□□とか、△△とかも兼用できるような電波塔ということで、もし□□とか入らなくなった場合にはやっぱりこっちにまたお願いするというようなことでした。3メートルの5メートルぐらいなので可ということで、なるべく全体的に無線が届くようにということで協力をしたわけでございます。以上です。

○議長 何か皆さん方はい、17番委員

○17番委員 今7番委員さんより、十分説明されて納得しましたけれども、別の職務でお伺いしたときに、守秘義務というか個人情報もあるんですけれども、深くはお聞きしなかったんですが、事務的な手続の方は〇〇の方がされるんですかね、いろいろ、わかりました。

○議長 はい、次、事務局より補足があれば、

○事務局長 はい、ただいまの17番委員さんからのご質問でございますけれども、この許可不要転用届ということで許可が要らないんですよ。これらの農地法で決められておりまして、こういった認定されております電気通信事業者ですね、〇〇とか△△とか、そういったところの事業者が中継施設ですね先ほど7番委員さんが言われましたとおり、携帯電話の中継施設等を設置する場合には許可がとらなくてもいいですよっていう農地法上の規定がございます。それを使い使われまして、申請者はあくまでもその事業者でございます。今回

は〇〇の子会社だろうと思いますけれども、そういったところのから申請が、まず流れから言いますと、まずその申請者が県の方にですね、こういった計画をしておりますということで届け出をされて、して、県の方からうちの方にですね、その支障がないかどうかですね、そういったいろんな支障がないかどうかの問い合わせは来ます。うちの方でそれを回答をしまして県の方に回答して、それから県の方からまた事業者の方に許可不要転用届を出しても差し支えないですよということで、そこからまた事業者から町の方に許可不要転用届、がおりてくるかが来ます。これにつきましてはもう農業委員会に諮る必要はないんですが、もう実際はもう許可不要ですので、農業委員会に諮る必要もなく、県の許可も得る必要はないんですけれども、一応そういった届け出があったということで、多良木の場合は、総会でご報告ということでですね、させていただいているというところで今回も出させていただいております。うちはあくまでも申請者はその事業される〇〇今回〇〇さんですね。そちらが事業者ということになっております。以上です。

○議長 17番委員よろしいでしょうか。はい。ほかに何かご意見ございませんか。ないようでしたら報告第20号許可不要転用届の報告についてを終わりたいと思います。続きまして、日程第7次回総会に伴う事前調査委員の指名を行いたいと思います。事前調査の日程ですが、3月の9日、月曜日午前9時から行いたいと思っております。また、総会については翌日の3月10日火曜日午前9時から行いたいと思いますが、皆さん方よろしいでしょうか。はい、それでは事前調査並びに総会をただいまの日程で行いたいと思います。またそれに伴う調査員を6番委員7番委員14番委員をお願いをしたいと思いますが、3方の都合はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それでは御三方に事前調査をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。それではこれで総会を閉じさせていただきます。

○事務局長 はい、長時間にわたりましてご協議ありがとうございました。以上をもちまして
令和2年度第2回多良木町農業委員会総会を閉会致します。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記